

三菱 UFJ-VISA 保証委託約款（株式会社 DC キャッシュワンに連帯保証を委託された場合に適用される約款）

本約款は、本人会員さまが「三菱 UFJ-VISA」の入会申込時に株式会社 DC キャッシュワン（以下「DC キャッシュワン」といいます。）に連帯保証を委託された場合に適用されます。

なお、DC キャッシュワンは、平成 21 年 4 月 1 日を効力発生日として、本人会員さまの株式会社三菱 UFJ 銀行（以下「銀行」といいます。）に対する債務に係る信用保証事業及び銀行の「三菱 UFJ-VISA」に係る業務の事務取扱いに関する受託業務を、三菱 UFJ ニコス株式会社（以下「三菱 UFJ ニコス」といいます。）に対して承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行いました。本件吸収分割により、本人会員さまおよび DC キャッシュワンの間の三菱 UFJ-VISA 保証委託約款に基づく DC キャッシュワンの一切の権利義務その他当該約款上の地位は三菱 UFJ ニコスに承継されます。

また、本約款は、本件吸収分割に伴い、本人会員さまおよび DC キャッシュワンの間の三菱 UFJ-VISA 保証委託約款 12 条 1 項に基づき平成 21 年 4 月 1 日付けで変更の上、同日以降、本人会員さまおよび三菱 UFJ ニコスの間で適用されます。

〈第 1 章 一般条項〉

第 1 条（保証委託の内容）

1. 私の委託に基づいて三菱 UFJ ニコスが負担する保証債務は、私が銀行の三菱 UFJ-VISA 会員規約に基づいて、銀行に対して負担する利用料金、手数料、利息、損害金、その他クレジットカード取引から発生する債務の全額とします。ただし年会費は対象とならないものとします。
2. 前項の保証は、三菱 UFJ ニコスが保証を適当と認め、これに基づいて銀行がクレジットカードを発行したときに成立し、また保証委託の期間は銀行との契約の期間と同一としますが、銀行との契約の期間が延長されたときは、保証委託の期間も当然に延長または更新されるものとします。

第 2 条（代位弁済）

1. 私の三菱 UFJ-VISA 会員規約の違反および期限の利益喪失等により、三菱 UFJ ニコスが銀行から保証債務の履行を求められたときは、私に対して通知、催告なしに、三菱 UFJ ニコスが弁済しても異議はありません。
2. 三菱 UFJ ニコスが、前項の代位弁済によって取得する権利の行使に関しては、本約款の各条項のほか、三菱 UFJ-VISA 会員規約の各条項が適用されるものとします。

第 3 条（求償権）

1. 私は、三菱 UFJ ニコスの私に対する求償債権について直ちに弁済するものとし、その範囲は履行金額のほか、履行日以後の損害金、支払のために要した費用およびその他債権の実行または保全のために要した費用を含むものとします。
2. 私は、前項に加えて、三菱 UFJ ニコスが代位弁済を実行した翌日から、三菱 UFJ ニコスに対する求償債務を弁済するまでの期間において、代位弁済実行額に対して年利 14%（年 365 日の日割り計算）の割合による遅延損害金を支払うことに同意します。

第 4 条（事前求償）

1. 私が、下記の各号の 1 つにでも該当した場合には、第 2 条による代位弁済前といえども求償権を行使されても異議はありません。

- ①弁済期が到来したときまたは被保証債務の期限の利益を失ったとき
- ②仮差押・差押もしくは競売の申請または破産・民事再生手続開始の申立があったとき
- ③租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき
- ④支払を停止したとき
- ⑤手形交換所の取引停止処分があったとき
- ⑥三菱 UFJ ニコスに対する債務のうち1つでも履行を怠ったとき
- ⑦その他三菱 UFJ ニコスが債権保全のために必要と認めたとき

2. 三菱 UFJ ニコスが前項により求償権を行使する場合は、民法 461 条による抗弁権を主張しません。借入金債務または償還債務について担保がある場合にも同様とします。

第 5 条（中止・解約・終了）

1. 原債務または三菱 UFJ ニコスあて債務の不履行や信用情報等に基づき、三菱 UFJ ニコスが債権保全を必要とする相当の理由が生じたときは、いつでも三菱 UFJ ニコスはこの保証を中止し、または解約することができます。この場合、銀行からその旨の事前または事後の通知をもって三菱 UFJ ニコスの通知に代えるものとします。
2. 前項により三菱 UFJ ニコスから保証が中止または解約されたときは、直ちに原債務の弁済その他必要な手続を取り、三菱 UFJ ニコスには負担をかけません。
3. 私と銀行との間の三菱 UFJ-VISA 会員規約に基づく契約が終了した場合は、私と三菱 UFJ ニコスとの間の保証委託契約も当然に終了することとします。この場合、私は、三菱 UFJ ニコスが保証委託申込書を私あてに返却しない取扱いをしたとしても異存ありません。

第 6 条（弁済の充当順位）

1. 私の弁済した金額が、本件保証による求償債務の全額を消滅させるに足りない場合は、三菱 UFJ ニコスが適当と認める順序方法により充当して差し支えありません。
2. 私が、三菱 UFJ ニコスに対し、本件保証による求償債務のほか他の債務を負担しているとき、私の弁済した金額が債務総額を消滅させるに足りない場合は、三菱 UFJ ニコスが適当と認める順序方法によりいずれの債務に充当しても差し支えありません。

第 7 条（通知義務・書類等の提出）

1. 私が、住所、氏名、勤務先等の事項を変更し、または三菱 UFJ ニコスの求償権行使に影響のある事態が生じたときは、三菱 UFJ ニコスに対し直ちに届出をします。
2. 私は、銀行に対する借入債務の履行または三菱 UFJ ニコスに対する求償債務の履行を完了するまで、三菱 UFJ ニコスによる私の財産、収入、信用等に関する調査に協力するとともに、当該調査に何ら異議を述べません。
3. 前第 1 項の届出を怠ったため、三菱 UFJ ニコスからなされた通知または送付された書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到着したものとします。但し、やむを得ない事情がある場合は、この限りではないものとします。

第 8 条（住民票等の取寄せ）

私は、三菱 UFJ ニコスが、保証委託申込書に記載された内容等について確認する必要があると認めたとき、または私の居住地確認ならびに三菱 UFJ ニコスの債権保全のために必要と認めたときには、私の住民票の写し、住民票の記載事項証明書、戸籍謄抄本、戸籍の附票の写し等を取り寄せ利用することを承諾します。

第9条（担保）

私は、三菱 UFJ ニコスから担保もしくは連帯保証人の提供または変更を求められたときは、遅滞なくこれに応じ異議を申し立てません。

第10条（費用の負担）

三菱 UFJ ニコスが、第2条第1項の弁済によって取得した権利の保全もしくは行使、または担保の保全もしくは処分に要した費用、およびこの契約から生じた一切の費用は、私の負担とし、三菱 UFJ ニコスの請求により直ちに三菱 UFJ ニコスに支払います。

第11条（公正証書の作成）

私は、三菱 UFJ ニコスが請求したときには、いつでも公証人に委嘱してこの取引による債務の承認および強制執行の認諾のある公正証書の作成に必要な手続をとるものとします。

第12条（契約の変更）

1. 三菱 UFJ ニコスが本約款の内容を変更した場合、三菱 UFJ ニコスは、変更内容を通知または三菱 UFJ ニコスが相当と認める方法により公表します。
2. 本約款の変更内容に関する通知または公表がされた後に、私が本約款に係わる取引をした場合、三菱 UFJ ニコスは、私がある変更内容を承認したものとみなします。

第13条（管轄裁判所の合意）

私は、本約款に関して訴訟・調停が必要となった場合には、三菱 UFJ ニコスの本社所在地または営業所所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第14条（準拠法）

私と三菱 UFJ ニコスとの間の諸契約に関する準拠法は、すべて日本法とします。

第15条（債権回収業務の委託）

三菱 UFJ ニコスは、私に対して有する債権の管理・回収業務を、「債権回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収専門会社に委託することができるものとします。

〈第2章 個人情報の取扱い条項〉

第16条（個人情報の保有・利用・登録および提供に関する同意）

私は、三菱 UFJ-VISA の申込にあたり、三菱 UFJ ニコスが、私の個人情報について、以下の通り取扱うことについて同意します。*

* 三菱 UFJ ニコスの個人情報取扱方針は、三菱 UFJ ニコスのホームページ (<http://www.cr.mufg.jp>) にて公表しています。

1. 個人情報の個人信用情報機関への提供・登録・利用について

①個人情報の利用

三菱 UFJ ニコス は、三菱 UFJ ニコス が加盟する個人信用情報機関（以下「加盟信用情報機関」という。）および加盟信用情報機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携信用情報機関」という。）に私の個人情報（官報等において公開されている情報、登録された情報に関し私から苦情を受け調査中である旨の情報、本人確認書面の紛失・盗難等にかかり私から申告された情報、電話帳記載の情報等、加盟信用情報機関および提携信用情報機関のそれぞれが独自に収集・登録する情報を含む。）が登録されている場合には、本申込時および契約継続中において、当該個人情報の提供を受け、返済能力の調査の目的に利用します。なお、貸金業法等に基づき、それ以外の目的に利用しません。

②申込情報の個人信用情報機関への提供

三菱 UFJ ニコス は、私に係わる本申込に基づく個人情報（氏名、生年月日、電話番号等の本人識別情報および申込日、申込商品種別等の情報（以下「申込情報」という。）」を、加盟信用情報機関に提供します。

③申込情報の登録と他会員への提供

加盟信用情報機関は、当該申込情報を以下の期間登録し、加盟会員からの照会および提携信用情報機関の会員からの照会に応じて提供します。提供を受けた会員は、当該申込情報を返済または支払能力の調査の目的に利用します。なお、貸金業法および割賦販売法等に基づき、それ以外の目的に利用しません。

加盟信用情報機関	登録期間
株式会社シー・アイ・シー	当社が個人信用情報機関に照会した日から 6 ヶ月間
株式会社日本信用情報機構	照会日から 6 ヶ月以内

④個人情報の個人信用情報機関への提供

三菱 UFJ ニコス は、私に係わる本契約に基づく個人情報を下表の通り加盟先機関に提供します。

加盟先機関	個人情報の項目
株式会社シー・アイ・シー	氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約の種類、契約日、契約額、支払回数、利用残高、月々の支払状況の情報
株式会社日本信用情報機構	氏名・生年月日・性別・住所・電話番号・勤務先・勤務電話番号・本人確認書類（運転免許証番号、パスポート番号、健康保険証記号番号、外国人登録証明書番号等）など

⑤個人情報の登録

加盟先機関は、当該個人情報を、契約継続中および以下の期間登録します。

登録情報	登録の期間	
	株式会社シー・アイ・シー（CIC）	株式会社日本信用情報機構（JICC）
i) 本人を特定するための情報	登録情報 ii) iii) iv) のいずれかが登録されている期間	
ii) 本契約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から 6 ヶ月	照会日から 6 ヶ月以内
iii) 本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および取引終了日から 5 年以内	契約継続中および契約終了後 5 年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から 1 年以内）
iv) 本契約に係る債務の支払いを延滞等した事実	契約期間中および取引終了日から 5 年間	契約継続中および契約終了後 5 年以内

⑥個人情報の他会員への提供

加盟信用情報機関は、当該個人情報を、加盟会員からの照会および提携信用情報機関の会員からの照会に応じて提供します。提供を受けた会員は、当該個人情報を返済または支払能力の調査の目的に利用します。なお、貸金業法および割賦販売法等に基づき、それ以外の目的に利用しません。

⑦開示等の手続

加盟信用情報機関に登録されている私の個人情報に係わる開示請求または当該個人情報に誤りがある場合の訂正・削除等の申立は、加盟信用情報機関が定める手続および方法によって行うものとします。

⑧加盟信用情報機関および提携信用情報機関

[三菱UFJニコスが加盟する個人信用情報機関]

○株式会社シー・アイ・シー（割賦販売法に基づく指定信用情報機関）

主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関

〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階

フリーダイヤル：0120-810-414 携帯電話の場合：0570-666-414 <https://www.cic.co.jp/>

○株式会社日本信用情報機構

主に信販会社、メーカー系・流通系・銀行系カード会社、金融機関、消費者金融会社を加盟会員とする個人信用情報機関

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 41-1 TEL 0570-055-955 <http://www.jicc.co.jp/>

[三菱UFJニコスが加盟する個人信用情報機関が提携する個人信用情報機関]

○全国銀行個人信用情報センター

主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関

TEL 03-3214-5020 <http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

2. 個人情報の利用目的について

三菱UFJニコスは、私の個人情報について次の利用目的の範囲内で適正に利用します。

- ・本約款に基づく取引を含む与信取引の判断および継続的な与信管理のため

※本約款第 8 条の住民票等の取寄せにより取得したお客さまの本籍地に関する情報については、債務者確認および所在確認のために利用します。

- ・三菱UFJ-VISA 会員規約に基づくクレジットカードサービスの提供および取引の管理のため
- ・法令等や契約上の権利の行使や義務の履行のため
- ・商品・サービスの案内および商品開発のため
- ・その他取引を適切かつ円滑に履行するため

なお、法令等により、信条、門地、本籍地、保健医療についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外に利用・第三者提供いたしません。

3. 個人情報の第三者への提供について

①三菱UFJニコスは以下の範囲で私の個人データを第三者に提供します。

(提供する第三者)

株式会社三菱UFJ銀行

(提供される情報の内容)

私の申込および契約に係わる個人情報（私の氏名・生年月日・住所・電話番号・勤務先名等の本人識別情報、残高金額・入金日等の取引情報）、三菱UFJ-VISA 保証委託約款に基づく保証取引に関する情報、代位弁済手続きに必要な情報

(提供を受けた第三者の利用目的)

- ・三菱 UFJ-VISA 会員規約および本約款に基づく取引を含む与信取引の判断および継続的な与信管理のため
- ・三菱 UFJ-VISA 会員規約に基づくクレジットカードサービスの提供および取引の管理のため
- ・法令等や契約上の権利の行使や義務の履行のため
- ・銀行の商品・サービスの案内および商品開発のため
- ・その他取引を適切かつ円滑に履行するため

②三菱 UFJ ニコス は、お客さまの住民票、戸籍の附票、登記事項証明書等を申請するに際し、お客さまの個人情報を市区町村長または登記官に提供します。

4. 不同意の場合

私は、保証委託申込書の必要な記載事項の記載に同意できない場合、および本条各項の内容の全部または一部に同意しない場合、保証委託契約を断られたとしても異議ありません。

【個人データの開示・訂正・削除等について】

私は、三菱 UFJ ニコス 所定の手続により、「個人情報の保護に関する法律」第 2 条第 5 項に基づく自己に関する三菱 UFJ ニコスの保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正、追加または削除等（以下「開示等」という。）を三菱 UFJ ニコスに求めることができます。

※三菱 UFJ ニコス 所定の手続については三菱 UFJ ニコス ホームページ (<http://www.cr.mufg.jp>) に掲載しています。

【お問合せ・相談窓口】

三菱 UFJ ニコス 株式会社 DC カードコールセンター

東京 : 〒150-8015 東京都渋谷区道玄坂 1-3-2

TEL 03-3770-1177

大阪 : 〒541-8539 大阪府大阪市中央区瓦町 2-1-1

TEL 06-6533-6633

以 上